

子育て環境日本一・きょうと表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、子育て環境日本一・京都の実現に向け、出会い・結婚、妊娠・出産を含め子育てしやすい社会づくりに取り組む企業・団体を表彰し、その取組を広く紹介し、普及を図ることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、府内に本社又は主要な事業所を置く企業・団体及び府内に活動拠点を置く団体であって、以下に掲げる部門に該当するものについて表彰するものとする。

(1) 子育てにやさしい企業部門

「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行っている企業で、子育てしやすい働き方を選択できる社内制度を整えるとともに、その制度を利用した社員の実績があるもの

(2) 社会で子育て応援部門

子育て環境日本一・京都の実現に向け、出会い・結婚、妊娠・出産、子育ての分野において積極的に社会に向けた支援に取り組むもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、原則として毎年1回、知事が賞状を贈って行う。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、第2条各号の要件に該当するもののうちから、子育て環境日本一・きょうと表彰審査会の意見を聞き、知事が決定する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、健康福祉部こども・子育て総合支援室で行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年2月22日から施行する。

附 則

この要領は平成21年1月8日から施行する。

附 則

この要領は平成26年8月28日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年8月1日から施行する。